

団体の概要

(令和7年 1月 1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒231-8482 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6 同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター(ボランティアセンター・情報センター ・研修センター)受託開始 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター(現:地域ケアプラザ)受託開始 平成 6 年 横浜市地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウェーリング横浜」受託開始 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財)在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン 2025」を策定 平成 25 年 横浜市地域福祉活動計画を第3期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第4期横浜市地域福祉保健計画 策定 令和 2 年 中核機関「よこはま成年後見推進センター」受託・設置 令和 5 年 第5期横浜市地域福祉保健計画 策定
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (9) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (10) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (11) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (12) 障害者支援センター事業の実施 (13) 障害者更生センターの受託経営 (14) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (15) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (16) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (17) 横浜市地区センターの受託経営

	(18) 生活支援体制整備事業の実施 (19) 保育士修学資金貸付事業の実施 (20) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (21) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業の実施			
財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	14,702,540,780	15,538,112,796	16,807,322,619
	総支出	14,520,111,657	15,516,193,414	16,660,945,940
	当期収支差額	182,429,123	21,919,382	146,376,679
	次期繰越収支差額	1,443,964,089	1,462,333,249	1,431,531,464
連絡担当者	【所 属】	██████████	██████████	██████████
	【氏 名】	██████████	██████████	██████████
	【電 話】	██████████	██████████	██████████
	【FAX】	██████████	██████████	██████████
	【E-mail】	██████████	██████████	██████████
特記事項				

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの指定管理者は、高齢者、子育て世帯、障害のある方など、誰もが地域の中で困りごとを抱えて孤立することのないよう、介護・医療や生活支援・介護予防等と地域住民による見守りや助け合い等の一体的な支援を、身近な日常生活圏域で行う役割を担います。

また、地域住民が主体となって、つながり支え合う地域づくりを進められるよう、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進等を通じて、地域の課題を地域住民や関係機関と共有し、解決に向けた話し合いや活動を支援します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報取集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 担当地区の特色について

並木地域ケアプラザは金沢シーサイドタウン地区と富岡第一地区の2地区を担当しています。両地区共に、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）を中心に、住民同士の助け合いや、広い世代を対象とした事業等が充実しています。

(1) 金沢シーサイドタウン地区

金沢シーサイドタウン地区は、横浜市の土地開発計画により昭和52年に誕生した地域です。入居時の中心世帯は団塊の世代が多く、現在は地域が一斉に高齢化しています。【2023年9月現在】高齢化率39.55%（高齢者人口7,918人）

UR賃貸住宅に高齢夫婦や独り暮らし高齢者が越してくるケースもあり、隣近所との関わりの少なさから、何かあった際にSOSが出せない可能性が高く、早期発見・早期対応のためには見守りの目が多く必要です。

また、地区が南北に広く、1つの地区を担当する地域包括支援センターが3地域ケアプラザあることから、地区全体の福祉のまちづくりを進めるためには、3地域ケアプラザの連携が必要です。

地区内に銀行・郵便局・病院・大規模商店などの社会資源が総量的には豊富にありますが、広い地区であるため、社会資源が少ないエリアも存在します。埋め立てにより開発された地区であるため、山坂が少なく基本的に平地で横の移動は比較的容易ですが、エレベーターが

各階に止まらない団地や、エレベーターに乗るまでに段差や階段のある団地も多く、加齢に伴う身体状況の変化で外に出ることが難しくなることもあります。

地区内には神奈川県立金沢支援学校、並木地域ケアプラザと併設の地域活動ホームシーサイドがあり、周辺に当事者も居住していることから、障害への理解が深い土壤があります。金沢シーサイドタウン地区社会福祉協議会でも担当地域ケアプラザや金沢区社会福祉協議会（以下、区社協）と共に障害者支援事業を実施しています。



▲ボランティアグループお助け隊なみき



▲障害者余暇支援事業 楽しいスポーツをしよう！

（2）富岡第一地区

富岡第一地区は、農村時代の流れを汲む一部の地域と40年前に開発された住宅地があります。これまで長く地域に住んでいる方が中心を担っていますが、近年、転入等も進み、住民層の交代が生じつつあります。

地区名の由来が「十三丘(とみおか)」であることからも分かる通り、山坂が多く加齢に伴う身体状況の変化により、外出が難しくなる高齢者が増えています。

同じ富岡第一地区内でも生活圏が異なっています。買い物についても金沢区内よりも隣区の杉田方面に出る人も多いです。令和2年よりセブンイレブンの移動販売が開始されましたが、令和6年10月に撤退しており、引き続き買い物には課題が残っています。

また、商店・銀行・郵便局などの社会資源が少ないため、移動が困難な高齢者の生活に支障が生じています。具体的には、令和5年度区民意識調査で28%の方が移動手段に困っていると回答しており、これは区内で最も高い割合です。また、詐欺被害が度々確認されているエリアで、詐欺被害の防止については地域へ周知していく必要があります。

同じ富岡第一地区を富岡地域ケアプラザと担当しており、地域ケアプラザ同士で連携して支援を進めていく必要があります。



▲お元気みんなでウォーキング



▲お元気誰でも食堂

2 将来像と課題解決に向けた取組

(1) 金沢ささえあいプラン・地区別計画を中心とした地域支援

様々な地域課題に取り組むため、連合町内会・地区社協・地区民生委員児童委員協議会（以下、民児協）をはじめとした各種地域団体が、5年に1度検討を重ねて地区別計画を策定しています。区役所や区社協、同エリアを共に担当する地域ケアプラザとともに策定や推進を支援し、地域とともに課題解決に取り組みます。

(2) すべての住民が安心して生活できる「個への支援」

高齢化が進む中で、年々相談件数は増加しています。介護保険の相談が多いですが、相談を受けている中で見えてくる「認知症」「高齢の親と障害のある子ども」「虐待」など世帯ごとの様々な課題に対して、地域ケアプラザだけではなく民生委員・児童委員、区役所、区社協、基幹相談支援センター、ケアマネジャーなどと連携・共有しながら対応することで、一人ひとりの生活を支えます。

(3) 健康寿命の延伸に向けた取組

階段の多い団地群や、山坂の多い地区のため、下肢筋力の低下により移動に困難を抱える人が多くなっていることから、自身の脚でいつまでも歩けるよう、各地域で開催されているサロンをはじめとする“通いの場”を支援します。また、専門職が企画する地域ケアプラザの自主事業、保健活動推進員の取組と連携し、高齢者に限らず、若い世代も含めたフレイル予防の活動を充実させ、地域の健康寿命の延伸に寄与します。

(4) 多様な主体と連携した生活支援

担当地区内には、介護保険サービスだけでは賄えないニーズが散見されます。そのため、住民主体のボランティア団体や民間の生活支援サービス事業所等と連携し、高齢者の生活を支援します。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域との連携

両地区的地区社協定例会、民児協定例会には職員が出席し、顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域ケアプラザとして感じている課題等を共有し、解決策を一緒に考えます。地区内で開催される各サロンや、行事等にも積極的に出席し、気軽に相談しあえる関係の構築を進めます。

2 行政との連携

地域の複雑かつ多様な課題を抱える方を支援するため、区役所とともに月1回の定例カンファレンスを実施し、情報共有をしながら連携して対応します。

金沢ささえあいプランの推進において、地域にとって身近な存在である地域ケアプラザとして、地域住民の想いと支援者の想いが一致できるよう、区役所所管課をはじめとする関係各課と定例の地域支援チーム会議を実施し、チームとしての方向性を確認しながら推進していきます。

3 区社協との連携

区社協とは、同じ地域福祉の専門機関として、地区支援方針が共有できるよう、5職種（生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）に、所長を加えた6職種会議（地域支援の方針や現状の確認等）への参加を通じて連携し、地区支援を進めます。

生活支援体制整備事業においては、地区内の取組から区域の活動に展開する際に、第1層生活支援コーディネーターとも連携しながら進めます。

4 関係機関・団体との連携

地区内で活動を進める生活支援ボランティア（お助け隊なみき）、生活支援グループ（さいとう企画グループ）、生活支援サービス事業所（たぬきち商事）と情報共有を密に行い、地区内で困りごとを抱える世帯を支援します。

(4) 合築施設との連携について * 市民利用施設との合築の場合のみ

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

1 地域活動ホームシーサイドとの連携

(1) 定例会での情報共有による円滑な施設運営

月1回定例調整会議を行い、お互いの事業について情報共有すると共に、市民に安心して利用して頂けるよう、貸館基準の統一化、修繕など建物管理を円滑に行います。

(2) 共同での事業実施

ふれあいハウスフェスタ（施設祭り）など共同で行い、地域活動ホームの就労活動の一環として利用者にチラシを配ってもらうなど、それぞれができることを協力し地域への周知を進めます。

(3) 防災訓練を通じた非常時の対応共有

年2回の防災訓練を共同で実施し、非常時の体制や対応等について共有し、非常災害時に備えます。

(4) 地域活動ホームの事業への協力

地域活動ホームが開催している「運営委員会」「シーサイド生活支援事業会議」に定期的に出席し、事業協力を行います。



▲ふれあいハウスフェスタ



▲合同防災訓練

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

本会では、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念の実現に向けて、会員組織としてのネットワークを活かした地域福祉活動を推進し、地域住民や関係機関の皆さんとともに地域の支えあい活動などの共助の層を厚くする取組を展開してきました。

1 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）

団塊の世代が後期高齢者となり、様々な課題が想定される「2025年問題」などの福祉課題に対して本会の組織・活動の方向性を「長期ビジョン」としてまとめ、これを具体的に推進するために5年を単位とする「中期計画」を策定して取組を進めています。

現在、2040年までを見越した新たな長期ビジョンを策定中（令和6年度末完成予定）です。次期中期計画は、新たな長期ビジョンを踏まえ、令和7年度中に策定する予定です。

また、横浜市地域福祉保健計画については、横浜市と共同事務局として策定・推進に関わっており、これらの計画を事業に反映して取組を進めています。

2 事業実績 ※令和6年3月31日時点

本会は18区の区社協との連携のもと、市全体として地域福祉の推進を図ってきました。また、数多くの指定管理施設を運営するほか、横浜生活あんしんセンター及び障害者支援センターなど幅広い福祉分野の事業を実施しています。

(1) 施設運営

福祉保健研修交流センター ウィリング横浜、横浜市健康福祉総合センター、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター、障害者研修保養センター 横浜あゆみ荘等、複数の指定管理施設を運営しています。

個々の施設の特長を活かし、行政や区社協と連携しながら、地区社協、民生委員・児童委

員、ボランティアなど福祉関係者とともに助け合いのまちづくりを進めています。

(2) 幅広い福祉保健人材の育成

社会福祉センターの運営や地域ケアプラザとの連携、ウィリング横浜における研修等を通じて地域福祉保健の人材育成に向けた取組を進めています。

(3) 地域における権利擁護の推進

横浜生活あんしんセンターを運営し、法人後見の受任、市民後見人の養成・活動支援、18区社協あんしんセンターの支援など地域における総合的な権利擁護の事業を実施しています。

(4) 障害福祉の推進

障害者支援センターを中心として障害理解の啓発や障害当事者団体の支援を進めるとともに、横浜市からの受託事業である障害者後見的支援制度の運営を通じて、障害当事者が地域で自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、障害児者の地域生活、社会参加を促進するため、訓練会や地域活動ホーム、地域活動支援センター等の運営を支援しています。

(5) 会員活動と地域福祉の推進

本会は社会福祉施設、事業所、地域福祉活動団体、ボランティア団体などさまざまな立場、種別の会員で組織された協議体組織です（会員数：5881団体・人）。それぞれの組織課題や地域課題を解決するため、会員相互の課題解決力や専門性を活かした取組を行っています。

3 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザで組織する地域ケアプラザ分科会の事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施しています。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

分科会全体会での所長向け研修や、職種別に組織された研究会における情報共有や課題検討等を介して、地域ケアプラザを運営する職員全体の業務の質の向上を図っています。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている第2層生活支援コーディネーターを支援しています。具体的には、地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化等を実施しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況について

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、必要に応じて予算の補正も適切に行ってています。令和5年度決算においては経常増減差額及び当期活動増減

差額とともにマイナスとなっており、その主な要因は、本会が実施する年金共済事業で運用しているシステムにかかる減価償却費が生じたことや、地域ケアプラザにおいて、賃金上昇や物価高騰に伴う費用増に対し、介護保険事業収入や指定管理料収入が不足したことです。システムの減価償却が令和8年度末で終了予定のため、システムの大規模改修や入替がなければ令和9年度以降は費用が発生しない見込みです。また、介護保険事業については、通所介護事業における介護報酬加算の取得による収益増や、営業日数の見直し等による収支改善に取り組んでいます。

法人全体としては支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無について

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、税理士に一部業務を委託し、また同者の指導のもと、適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財務状況の健全性について

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報を把握しています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、民間の社会福祉施設整備のための資金貸付事業における借入金がありますが、償還金を原資として確実に返済しており、法人運営に支障をきたすことはありません。なお、本事業は新規貸付を終了しており、今後借入金は増加しません。

4 安定した経営ができる基盤について

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動を行っています。

また、本会では平成29年度から会計監査人による監査を実施し、財務・会計等の指導を随時受け、社会福祉法人会計基準を遵守した財務活動を行っています。そのうえでより安定的な経営が行えるよう、内部検討のみならず、所管局でもある横浜市健康福祉局と密に連携しながら安定的な法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を法人全体で育成することで、適切な人員を配置します。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を配置します。

また、本会の人材育成計画及びキャリアアップ支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

外部へ向けては就職相談会等の実施、また職員紹介・職場紹介動画など、わかりやすいコンテンツを活用して有資格者の確保に努めます。

非常勤職員は、様々な媒体を活用し地域に根ざした施設として、できる限り地域の方を採用することにより、施設と地域をつなぐ役割を担ってもらいます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を發揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

更に、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市が示す「地域ケアプラザ業務連携指針」のほか、本会では次のとおり指針等を作成し、地域ケアプラザに従事する職員を育成しています。これらを活用して定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 5職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含めた研修計画を作成し、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくとともに、内部研修だけではなく外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

- ・介護保険基礎研修
- ・地域ケアプラザ職員研修（職種連携研修、新任包括支援センター職員研修 等）
- ・介護予防支援研修
- ・地域活動交流コーディネーター研修
- ・第2層生活支援コーディネーター研修
- ・サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修
- ・職種別実地研修 等

(2) 職場研修

- ・個人情報保護研修
- ・人権研修、ハラスメント研修、虐待防止研修
- ・衛生管理研修・訓練、BCP研修・訓練（感染症、自然災害）等

(3) 基幹研修

- ・新任職員採用時研修
- ・人権研修、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修
- ・コンプライアンス研修
- ・階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、中堅、主任、管理職員など）
- ・地域福祉実践力向上研修
- ・コミュニティソーシャルワーク研修
- ・法人全体研修 等

(4) 課題別研修

- ・苦情解決研修
- ・権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者、障害のある方などさまざまな市民が利用する施設です。ご利用者が安心して安全に、かつ快適に利用できるよう、区役所と十分な連携をとり施設を維持管理します。また、施設の長寿命化に向け、計画的な維持保全を実施します。

1 安心・安全・快適に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持し、来館者の衛生に配慮します。また、地域の方々に施設を安全に利用していただけるように、実際にご利用される方々のご意見を取り入れながら、設備を維持管理します。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物・建築設備・電気・消防等の各種法令に基づき、保守点検作業を実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、職員による日常点検と年間を通じた委託業者による専門的な定期点検を実施して、施設の不具合で利用者に不都合を生じさせないよう、不具合の早期発見、早期修理を心がけ、大規模な修繕を未然に防ぐよう取り組みます。

4 計画的な施設・設備の改修

利用される方が快適かつ安全に利用できるよう、計画的に施設及び設備の改修を実施します。経年劣化等に対し長寿命化を図るために、施設や設備の状況を正確に把握し、必要に応じて区福祉保健課を通じて改修します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

本会内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を共有するとともに、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、適切な初動対応を行った上で速やかに区役所等の関係機関へ報告します。

また、災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。

あわせて福祉避難所としての役割を着実に果たすことができるよう、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や職員研修を計画的に実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、安全確保に向けた対応を行います。

福祉避難所の開設要請があった場合に備えた事前準備として、区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、全職員で福祉避難所の役割や機能、運営方法等を共有することで、いざという時にも円滑に運営できるよう準備します。また、福祉避難所情報共有システムについても、迅速に対応ができるよう操作マニュアルを参照し、操作の訓練を行います。

福祉避難所の運営にあたる職員の確保に向けて、交通機関が機能しない状況でも迅速に収集できるよう机上収集訓練を法人全体で年1回実施し、最短の収集経路の確認や収集人数に応じた対応の検討等のシミュレーションを行います。

防災備蓄についても適切に管理し、避難者が安心して避難生活を送れるよう備えます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害対策マニュアル以外にも、法人として初動行動マニュアル、事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

地域ケアプラザでは介護保険部門の事業継続計画を作成し訓練するほか、相談業務等で把握した発災時に特に安否確認が必要なケースについては、日頃から地区社協、民生委員・児童委員等と情報共有するなどして、地域の見守りの取組につなげます。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する地域の訓練等に参画し、有事に備えた日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、法人として職員を派遣しており（能登半島地震：18名）、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけます。介護保険サービス事業者等に対しても公正・中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じないよう情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所を紹介する際は、複数の事業者情報を伝え、相談者が自ら選択できるよう、また、不利益が生じないように努めます。

あわせて情報を提供する際、特定の事業所に偏る事が無いよう、日頃から情報を収集するとともに、日常的に所内で情報共有や相談を行います。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供できるよう、ハートページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないよう心がけます。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令遵守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）を実施するとともに、館内にご意見箱を設置することで、施設を利用される方からのご意見・ご要望をお受けする体制を整備します。

また、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、部門会議等で検討の上、改善に取り組みます。

申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会では、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、地域ケアプラザに係る苦情についても本制度に基づき、適切に対応しています。所属（一次対応）、本会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時には施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しが原則禁止としています。

あわせて年に1回、全部署を対象に自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹研修として位置づけ、実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用的部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いとします。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定します。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいます。本施設においても、物品調達の際はエリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。本施設の運営においても、男女ともに全職員が職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、就労支援センター等とも連携し、法定雇用率を達成しています。今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働く職場づくりを目指し、本会全所属における障害者雇用推進に取り組みます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報を提供し、利用者数の増加を目指します。また、地域包括支援センター、地域活動交流における相談や居宅介護支援、通所介護部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり様々な媒体（広報紙、ホームページ、S N S）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

また、合築の地域活動ホームと貸し部屋を共同で使用しているため、曜日による優先利用枠の取り決めを行い、活動に支障が出ないよう配慮します。それぞれの優先利用枠で予約の無い場合は、地域活動ホームとその場で確認し利用できるようにします。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

どのような困りごとにも対応することを目指し、日頃から区役所や関係機関、地域住民と連携し顔の見える関係を構築することで、複合的なニーズを含む幅広い相談に速やかに対応できるようになります

1 地域の身近な相談窓口

地域の方や福祉保健従事者、学校や施設などからの幅広い相談・問い合わせに対し、全職員が“身近な相談窓口”であることを意識して対応します。

2 地域ニーズの収集、情報提供

窓口業務や定期的に実施している事業を通じて、相談者、利用者、ボランティアから寄せられる相談や個々のニーズ等を収集し、そこから見える地域の課題を地域ケア会議や地区推進連絡会、民生委員・児童委員との交流会等の機会を活用して情報提供します。

3 地域ケアプラザ内 5 部門連携

個別相談で把握される様々な課題は、地域包括支援センターで開催する「地域ケア会議」等を通じて民生委員・児童委員をはじめとした地域の担い手や関係機関で共有し、今後の対応方針や解決策について検討します。

地域で必要とされる取組については、地域福祉保健計画で取り組むべき課題として地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターから地域支援チーム会議等へ提案し検討、実践につなげます。

地域ケアプラザ内 5 部門（地域活動交流、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、居宅介護支援、通所介護）の専門職が、お互いの役割と機能を理解した上で連携を図り、対応を統一したうえで、適切な情報提供を行います。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営するうえで、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えます。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

1 所内の連携

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と協働し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

2 同地区を担当する地域ケアプラザとの連携

金沢シーサイドタウン地区を担当している富岡東地域ケアプラザ、西柴地域ケアプラザ、富岡第一地区を担当している富岡地域ケアプラザと、地域への関わり方や支援の方向性を一致させて地区支援を進めるため、年2回程度の事業計画や進捗状況の確認及び、地区状況を確認共有する機会を設けます。

3 近隣学校との連携

担当地区内にある小学校及び中学校、金沢特別支援学校等と連携した事業展開を進めます。近隣小・中学校とは、総合の学習時間を中心に認知症センター養成講座や、並木地域ケアプラザデイサービスの利用者との交流、職業体験の受入れ等を進めます。

金沢支援学校とは、生徒とデイサービス利用者が交流できる時間を学校と共に検討し、相互理解に努めます。



▲並木第一小学校との交流



▲大道中学校職場体験

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区役所、区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化 など)を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、地区社協、民児協、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割を伝え、気軽に相談しあえる関係をつくります。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が必要な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有し、課題解決に向けた検討を行います。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

「身近な地域のつながり支えあい活動推進事業」は、必要な支援に結び付いていない人を近隣住民の気づきによって早期発見し、住民との協働による支援や居場所づくり・役割づくりを行いながら、「個」を意識した地域づくりを進めて行く本会独自の取組です。

市社協本部・区社協との連携とともに各関係機関の協力を得ながらこの取組を推進します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、区運営方針（地域の皆様と共に考える、挑戦する、つくる！～訪れたい、住みたい、住み続けたいまち 金沢を目指して～）の実現のために各関係機関と協働を進めます。

1 子ども・子育て～子どもが健やかに育ち、地元への愛着心を育むまち～

子育てサロンなみき等の自主事業を継続して行うほか、地域の子育てサロン等の活動を支援します。

また、すこやか子育て連絡会等の会議にも参加し、保育園や地域子育て支援拠点、主任児童委員等と課題や地域の支援方針について共有します。

2 まちの魅力づくり～多様な主体等と連携した魅力あるまち～

近隣にある民間企業や行政施設（金沢シーサイドライン、日本発条株式会社、金沢水再生センター）とのつながりを活かして、学校の長期休み期間等に見学会を実施するなど、並木のまちや金沢区に愛着を持っていただけるような事業を実施します。

3 暮らしの安全・安心～区民の皆様との協働による安全・安心なまち～

震災時の福祉避難所として備蓄及び災害時初期行動マニュアルを作成するなど、実施体制を整備します。

4 福祉保健の推進～健やかに住み続けられる支えあいのまち～

地域福祉保健計画の策定・推進を、地域支援チームの一員として進めます。

また、地域リハビリテーション活動支援事業を活用して健康寿命の延伸とフレイル予防を推進します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第5期金沢区地域福祉保健計画における地区別計画の地域支援チームの一員として、区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設であるという位置づけを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、収集した情報は、地域支援チームの会議などで共有するとともに、解決や地域への協力につなげます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

より多くの地域住民に地域ケアプラザに訪れてもらうことを目的に、各世代に向けての事業を展開し、地域ケアプラザの機能や役割を周知します。

事業実施にあたっては、地域ニーズの把握と解決に向けて、地域ケアプラザ内の全部門をあげて実施するとともに、地域住民と連携・協働して取り組みます。

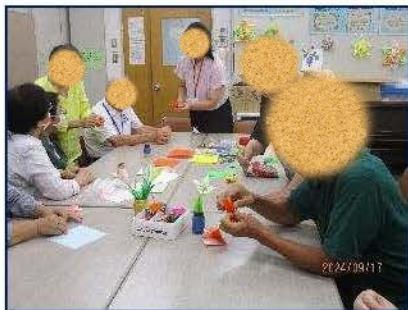
1 高齢者事業

長年ボランティアを中心に実施している「悠遊なごみサロン」を継続して実施します。

ボランティアの高齢化に伴い、企画内容や周知等については、地域ケアプラザとして積極的に実施し、ボランティア活動が継続できるよう支援します。また、定期的に実施している折り紙講座を活かして、デイサービスや地域サロン等での折り紙講師ボランティアの育成を実施します。

「コーヒーサロン チャット Café」では、コーヒーを淹れ合い、自分たちで楽しむ時間に加えて、デイサービスや地域への出張コーヒーボランティアとして活躍できる場をコーディネートします。

また、参加者の心身の状況を把握し、必要に応じて地域包括支援センターへつなぐ等、切れ目のない支援を行います。



▲悠遊なごみサロン



▲コーヒーサロン チャット Café

2 子育て支援事業

月1回実施している「子育てサロンなみき」を継続して実施します。地域の子育てサロンでは参加人数が少ない所も見られるため、相互に情報提供を実施し、地域の子育て世代が通える場の選択肢が増えるよう、積極的に周知します。

小学生が安心して室内で過ごすことができるよう放課後フリースペース MEDAKA を実施します。ボランティアには民生委員・児童委員や地域住民の協力を得て、学習支援や軽食づくり等を実施します。また、子ども達の発案で企画が実施できるように支援を行い、子ども達の主体性を大事にします。



▲子育てサロン



▲夏休みの宿題をやろう！

3 障害児・者支援事業

月1回実施している「Hello！料理クラブ」を継続して実施します。料理クラブの講師は地域住民に依頼することで、地域住民と障害者の相互理解を促進します。

夕方からの時間を活用し、「Hello！カラオケクラブ」を後方支援します。デイサービスの終了後に、デイサービスにあるカラオケ機器を活用し、障害者の余暇活動を支援します。

4 地域への愛着形成

地区内及び近隣の社会資源を活用し、つながりのある民間企業と共に、企業見学ツアーを実施します。特に就学児とその親世代を対象に実施し、地区や区内の企業の取組を知ることで、地域への愛着形成を進めます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況を提供するとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを行います。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、地域活動情報を提供することで参加のきっかけを作るなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。また、近隣に金沢支援学校があり、ガイドボランティアのニーズが高いため、区社協の移動情報センターと連携し、ガイドボランティア養成講座を実施します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集について

地区社協などの地域の会合や地域サロン・通いの場等に参加した際には、地域から得た情報を地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行います。また、地域アセスメントシートを常に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けて取り組みます。

貸館利用団体懇談会や地域サロン連絡会などを開催し、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場とともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

2 情報提供と発信について

情報提供に関しては、広報紙やホームページ、館内壁面を利用したパネル展示など様々な媒体を活用します。広報紙やチラシなどの発行物は文字の大きさや色を統一するなど、情報が伝わりやすくなるよう工夫して効果的な情報発信に努めます。また、福祉関係機関や事業所のほか、商店・銀行・病院等、地域住民が日常的に利用する場所に広報紙やチラシを配架依頼します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

指定管理部門の5職種と所長だけではなく、介護保険部門においても個別課題から地域課題をとらえる視点を常に意識し、それぞれが集約した情報を共有することで、部門間の連携を図るための定期的に会議を開催します。あわせて、職員それぞれの専門性を高めるよう日常的なOJTや研修参加を通して個々のスキルアップと多職種の役割等についてお互いに理解し施設全体の

チーム力の向上を図ります。

また、市・区行政から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域とともに現状を把握していきます。

1 個別相談から見える高齢者の生活上のニーズの把握・分析

日々、地域住民から寄せられる相談について、総合相談システムを活用し、地区別のニーズ傾向や生活課題を、5職種会議等の定例会を通じて把握・分析します。

2 地区支援記録の活用

地域のサロン等の福祉保健活動や、定例会議に積極的に参加し、地域の声を直接聞くと共に、地区支援記録を作成し、参加者の様子や個別ニーズを把握します。把握した内容を5職種と所長、区社協との会議で定期的に共有し、分析をした上で、支援方針を検討します。

3 介護保険部門との連携

地域ケアプラザの強みの一つである介護保険部門（居宅介護支援事業・介護予防支援事業・通所介護事業）と連携し、日頃からの情報共有や、全部門の職員会議等の機会を活かし全職種で個別のニーズを共有します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

他施設で行われている民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源との連携事例を共有し、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業の5職種が連携して単位町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社協の地区担当者と地区的地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報を共有します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理や課題の把握を介して地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の多様な主体の強みを活かし、主体的な取組につながるよう協議体を位置づけ、運営していきます。

1 通いの場連絡会

地域のサロンや体操教室等を地域住民の“通いの場”と位置づけ、地域の資源の再把握や、横のつながりづくり、共通課題の解決に向けて通いの場連絡会を実施します。

2 生活支援サービス等連絡会

地域で活動するボランティアグループ（お助け隊なみき）、生活支援グループ（さいとう企画グループ）、生活支援サービス事業所（たぬきち商会）等、志を同じくして地域住民のちょっとした困りごとに対応している主体があります。多様な主体の、各々のできること、できること、強みと弱みを確認し、一人ひとりの暮らしを支えることができるよう、協議体として連絡会を実施します。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域包括支援センターや関係機関に寄せられる相談などから、フレイルから要支援の状態にある高齢者の個別の生活ニーズ把握に努めます。これまでに把握した地域活動情報システム「Ayamu」や「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」を活用した社会資源をマッチングするだけでなく、ニーズにあわせて必要な社会資源等の開発についても検討実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で、これまでの生活が維持できるよう、また高齢者自身が適切に活動を選択できるよう支援します。

これまで把握・整理を行ってきた資源について、フレイルから要支援の個別ニーズに併せたマッチングが行えるよう、再度アセスメントと整理を行います。

高齢者の困りごとの相談から、ちょっとボランティアや通いの場などを含めたインフォーマルサービスへつなげられるように、ケアマネジャー地域住民に向けて、情報を提供し、その重要性を理解してもらえる場をつくります。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域へ積極的に向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力して推進します。

また、介護予防・フレイル予防の取組や要介護状態になつても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

1 地域や関係機関と連携した対応

職員間における日常的な情報共有・支援方針の検討に加え、行政との定例会議や職場内の定例ミーティング等を通じて、多角的な視点で方向性の確認を行い、具体的な支援につなげます。複雑かつ多様化した課題を抱えているケースについては、民生委員・児童委員や居宅介護支援事業者、医療機関、区社協、行政等、地域の関係者・関係機関と協働し課題の解決に努めます。

2 ニーズ把握と対応

民児協の定例会に積極的に参加し、現状把握や情報共有に努めます。また地域で行われているサロン等に出向いた際に民生委員・児童委員や担い手から参加者の状況を聞き取り、必要に応じて相談対応へとつなげます。

また、自主事業の参加者状況を把握し、変化があった方などを相談につなげます。

3 相談機能の周知

ホームページや広報紙などで日常的に相談機能の周知をするとともに、自主事業や地域に出向いた際にも気軽に相談いただけるよう周知します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症に関する知識、最新の情報を収集するとともに、地域包括支援センターが相談窓口であることを周知します。相談があった場合には、本人の状況、家族をはじめとする支援者や関係者の状況を迅速、かつ的確に把握し、適切な支援が受けられるように対応します。また、継続的な状況把握に努め、ケアマネジャーとも連携・協力して支援します。併せて、常時情報共有ができるように、日頃から区役所や関係機関等との連携を密に図ります。

1 早期発見と対応

民児協や運営協議会などで地域包括支援センターの相談状況を共有し、早期に相談につなげていただくようお伝えするとともに、相談内容により区の認知症初期集中支援チームなどと連携して対応します。

2 認知症理解の促進

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域住民や関係機関等が認知症を正しく理解できるよう、地域で活動するキャラバン・メイトと連携し、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、キャラバン・メイト連絡会で周知方法などを検討します。

3 チームオレンジの推進

認知症があっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、チームオレンジとしての事業を推進します。認知症の方の気持ちや感情を理解する場の形成や、目指す地域像について考える場を持つなど、地域や関係機関とともに取り組みを進めます。



▲地域で認知症の方をどう支えるかを
テーマにした地域ケア会議



▲自治会と老人クラブ、ケアプラザと
共催の認知症センター養成講座

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 高齢者虐待への取組

介護保険事業所や医療機関等との連携により、高齢者虐待を未然に防止します。

また、区内の新任ケアマネジャー研修等の場面を活用し、虐待防止を含めた権利擁護に関する研修を実施します。

地域活動を担い、個別支援でも活躍している民生委員・児童委員に向けてはサロン等の機会を活用し、個別に相談を聞き取ります。また、虐待に関する啓発をします。

2 成年後見制度の利用促進

成年後見制度について、相談会や講座、広報活動等の普及・啓発を行い、制度の理解を促進するとともに、ニーズの掘り起こしにつなげます。

3 ライフプランセミナー（終活講座）の実施

総合相談件数では独居もしくは高齢者のみ世帯が相談の半数以上を占めており、また頼れる親族がいない高齢者に関する相談も多く、早めの備えが必要と思われるケースが散見されます。高齢者が今後の生活をより安心して送るために「早めの備え」を意識した、ライフプランセミナー（終活講座）を実施します。講座では金沢区版エンディングノートの普及を図るとともに、「もしも手帳」を活用した人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：略称ACP）の啓発に努めます。

4 消費者被害の防止

高齢者を狙った悪質な詐欺等を未然に防ぐため、自主事業や地域のサロン・出張講座等で、区安心安全メールや消費生活総合センター等の情報を用いて特殊詐欺被害の防止に努めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーと地域をつなぐための支援を行い、ケアマネジャーが高齢者の生活全体を丸ごと、どのような状態になっても、切れ目なく支えることができるよう支援します。

現時点では、担当地区内に居宅介護支援事業所は並木地域ケアプラザのみのため、ケアマネジャーへの支援については、区の職種別連絡会「主任ケアマネジャー分科会」を中心とし、他地域ケアプラザと協力して区域で進めます。

1 新人ケアマネジャー研修の実施

区内居宅介護支援事業所の新人ケアマネジャーを対象に、研修を実施します。

2 ケアマネサロンへの参加

他地域ケアプラザの主任ケアマネジャーと分担して、区域で行われているケアマネジャーの集まりに参加し、関係づくりや情報共有、ケアマネジャーが抱えている課題の把握を行います。また、分科会で研修を開催しケアマネジャーのスキルアップを図ります。

3 インフォーマルサービスへの理解促進

生活支援コーディネーターと協力し、「Ayamu」や「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」について伝達し、ケアプランにインフォーマルサービスを活かせるよう支援します。

また、ケアマネジャーや介護予防プランナー、地域の活動者から地域ニーズを吸い上げ、地域づくりの一助となるよう取り組みます。

4 ケアマネジャーと地域の情報交換会の開催

区内の居宅介護支援事業所に声をかけ、ケアマネジャーと地域の担い手との情報交換会を開催します。ケアマネジャーにインフォーマル活動について知っていただくとともに、地域の担い手にもケアマネジャーの実際についてご理解いただきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

個別課題や地域課題の解決に向けて、医療機関と介護事業所等（個人、組織及び団体）が、その日常の中で、必要な情報や各々が抱える問題・課題等を、互いに円滑に共有し、一体的な支援・サービスを行うことができるネットワーク・連携体制を構築します。

1 北部在宅医療連絡会

在宅医療における課題解決に向けて、北部在宅医療連絡会を金沢区の北部に位置する4地域ケアプラザ（並木、富岡、富岡東、能見台）の主任ケアマネジャーと共同開催し、多職種で検討する機会を継続して設けます。

2 在宅支援に関わる支援者向けの研修

金沢区主任ケアマネジャー一分科会と関係病院の担当者が作成した「地域包括支援センター病院連携シート」を活用し、医師会、在宅医療連携室等と協力した在宅支援に関わる支援者向けの研修等を実施します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議結果を自治会や民児協等の機関と成果を共有し、地域課題の把握と分析をします。

地域ケア会議から見出された課題に対し、地域ケアプラザ5職種、区社協とも連携し地域包括ケアシステムを推進します。

個別ケースの積み重ねや総合相談から見えてきた地域の課題について、地域ケア会議を開催し、地域住民と課題共有、解決策を模索します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、介護予防プランナーの確保と資質向上に向けた研修を定期的に実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成にあたっては、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められることを意識したプラン作りを心がけます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 フレイル予防の普及啓発

フレイル予防（介護予防）を意識し、フレイル状態や認知症になっても、参加しやすい場所を増やします。地域のサロン等の通いの場に対し、フレイル予防について普及啓発とともに、主体的に推進する地域人材の育成も進めます。

2 社会資源の活用のための情報発信

担当地区に止まらず、住民の行動範囲にある通いの場の情報も集約し、社会資源のマップを作成します。近隣機関（地区センター、スポーツセンター、コミュニティハウス、近隣事業所等）と連携し、介護予防に資する場を周知します。

目につきやすい場所に作成したマップやリーフレット等を配架するとともに、地域ケアアラザ広報紙、ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ、SNSを活用した情報発信を行います。

3 ケアプラザの場を活かした介護予防のきっかけづくり

介護予防のきっかけづくりとして、ウォーキング講座や、地域とのつながり作りのきっかけとして男性中心の講座企画等、地域ケアアラザの場を活かして実施します。

また、よこはまシニアボランティアポイント事業を活用し、ボランティア活動を通し、社会参加・地域貢献を通じた「生きがいづくり」を推進します。



▲心も身体も変化する！姿勢と歩き方講座

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

1 通いの場連絡会（再掲）

地域のサロンや体操教室等を地域住民の“通いの場”と位置づけ、地域の資源の再把握や、横の繋がりづくり、共通課題の解決に向けて通いの場連絡会を実施します。

2 社会資源の活用の為の情報発信（再掲）

担当地区に止まらず、住民の行動範囲にある通いの場の情報も集約し、社会資源のマップ作成を実施します。近隣機関（地区センター、スポーツセンター、コミュニティハウス、近隣事業所等）と連携し、介護予防に資する場を周知します。

目につきやすい場所に作成したマップやリーフレット等を設置するとともに、地域ケアプラザ広報紙、ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ、SNSを活用した情報発信を行います。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すると同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図るとともに、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。また、地域包括支援センター主任ケアマネジャーの協力を得て、所内で事例検討を定期的に行い、アセスメント力の向上を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切にし、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族にとつても安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援の視点

- (1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活を生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。
- (2) 集団体操や個別機能訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。
- (3) 個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

2 地域住民、関係機関との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動を積極的に受け入れ、交流を広げていきます。また、学校等の関係機関との交流を図り、教員免許取得実習生や小・中学生の福祉教育の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。
- (2) 他部門と連携し、地域のサロンや事業等に介護技術等の講師として参加することで、専門的な知識を活かし地域貢献に取り組みます。あわせて、地域ケアプラザの役割について周知していきます。

3 職員の資質向上

法人の研修計画に地域ケアプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門と生活支援体制整備事業は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。そのため、各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、必要経費を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

必要最低限の経費を計上し、経費節減に努めます。特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用や清掃費用は不足することがないよう、前指定期間中の金額を基本に積算しています。また、光熱水費については、引き続き省エネを徹底することを前提に、費用をこれまでの支出状況に合わせて積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

介護保険関連の専門職や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的に運営費を執行します。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の縮減に努めています。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して経費の縮減を図ります。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費を縮減します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費を縮減します。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを縮減します。

指定管理料提案書
(横浜市並木地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円
事業費		事業消耗品費、保険料、諸謝金費、印刷製本費、広報費 等	□	401,000円	401,000円	401,000円	401,000円	401,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施設賠償責任保険、職員等研修費、振込手数料、租税公課、業務システム関連経費 等	■	2,172,000円	2,172,000円	2,172,000円	2,172,000円	2,172,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	2,826,000円	2,826,000円	2,826,000円	2,826,000円	2,826,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円	斜線	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	斜線	-248,650円	-248,650円	-248,650円	-248,650円	-248,650円
施設使用料相当額			斜線	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				19,282,000円	19,282,000円	19,282,000円	19,282,000円	19,282,000円
			うち団体本部経費	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	23,020,875円	23,020,875円	23,020,875円	23,020,875円	23,020,875円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	597,375円	597,375円	597,375円	597,375円	597,375円
事業費		事業消耗品費、諸謝金費、印刷 製本費 等	□	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施 設賠償責任保険、職員等研修 費、振込手数料、業務システム関 連経費 等	□	718,000円	718,000円	718,000円	718,000円	718,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	774,000円	774,000円	774,000円	774,000円	774,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-409,250円	-409,250円	-409,250円	-409,250円	-409,250円
合計				25,617,000円	25,617,000円	25,617,000円	25,617,000円	25,617,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
事業費	事業消耗品費、保険料、諸謝金費、印刷製本費 等	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	
事務費	消耗品費、備品等購入費 等	□	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合記載してください。>		-98,000円	-98,000円	-98,000円	-98,000円	-98,000円	
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円	

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	事業消耗品費、保険料、諸謝金費、印刷製本費 等	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市並木地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人
臨時 雇用 職員等	① 基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人
臨時 雇用 職員等	② 基礎単価					
	配置予定人数					
臨時 雇用 職員等	③ 基礎単価					
	配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	① 基礎単価					
	配置予定人数					
臨時 雇用 職員等	② 基礎単価					
	配置予定人数					
臨時 雇用 職員等	③ 基礎単価					
	配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円	■■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

「1地域ケアプラザ運営事業」及び「3生活支援体制整備事業」は主事または嘱託、「2地域包括支援センター運営事業」は主事または介護主事の有資格者、保健師または地域経験のある看護師を配置 「1地域ケアプラザ運営事業」における配置予定人数に、地域ケアプラザ運営支援業務に従事する本部職員の人事費として0.23人工を計上
--

収支予算書
(横浜市並木地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	19,282,000円	19,282,000円	19,282,000円	19,282,000円	19,282,000円
		地域包括支援 センター運営事業	25,617,000円	25,617,000円	25,617,000円	25,617,000円	25,617,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			51,238,000円	51,238,000円	51,238,000円	51,238,000円	51,238,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	14,108,000円	14,108,000円	14,108,000円	14,108,000円	14,108,000円
		居宅介護支援事業	19,866,000円	19,866,000円	19,866,000円	19,866,000円	19,866,000円
		通所系 サービス事業	61,798,000円	61,798,000円	61,798,000円	61,798,000円	61,798,000円
			95,772,000円	95,772,000円	95,772,000円	95,772,000円	95,772,000円
		その他収入	0円	0円	0円	0円	0円
			147,010,000円	147,010,000円	147,010,000円	147,010,000円	147,010,000円
支出	内訳	人件費	106,996,000円	106,996,000円	106,996,000円	106,996,000円	106,996,000円
		事業費	26,216,000円	26,216,000円	26,216,000円	26,216,000円	26,216,000円
		事務費	3,843,000円	3,843,000円	3,843,000円	3,843,000円	3,843,000円
		管理費	8,725,000円	8,725,000円	8,725,000円	8,725,000円	8,725,000円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
			147,010,000円	147,010,000円	147,010,000円	147,010,000円	147,010,000円
		うち団体本部経費	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円
		収支	0円	0円	0円	0円	0円